茂原市役所　学校教育課

令和7年2月作成

幼児教育・保育無償化のご案内

対 象　私立幼稚園に在籍している満3歳～5歳児

※ 市内の幼稚園のうち「もばら幼稚園」と「茂原聖マリア幼稚園」が対象です。
「エンゼル幼稚園」、認定こども園（「ふたば幼稚園」「アップル幼稚園」含む）、保育所等については、保育課（0475-36-5656）へお問い合わせください。
※ 市外の幼稚園に通う場合については、お問い合わせください。
※ 保護者の住民登録が茂原市にある園児が対象です。

対象経費	要件	無償化の上限額	無償化の方法
保育料・入園料	なし	月額上限25,700円	幼稚園に支払う保育料・入園料から、ひと月当たり25,700円が差し引かれます。
副食費 給食費のうち、主食を除く、おかず・おやつ等にあたる費用です。	次のいずれかに該当すること ・ 住民税所得割課税額が77,101 円未満（年収360 万円未満相当）の世帯の園児 ・ 同一世帯に小学校第 3 学年修了前の子どもが 3 人以上いる場合の第 3 子以降の園児	月額上限4,800円	幼稚園に支払う給食費のうち、副食費にあたる部分の金額から、ひと月あたり4,800円が差し引かれます。
預かり保育等利用料	次のいずれかに該当すること ・ 満3歳児で保育の必要性が認められ、かつ非課税世帯の園児（新3号認定） ・ 3～5歳で保育の必要性が認められた園児（新 2 号認定） ※ 保育の必要性については3ページをご覧ください。	利用日数×450円をその月の上限額として、 ・ 満 3 歳は月額上限 16,300 円 ・ 3～5歳は月額上限 11,300 円 ※ 認可外保育施設等を利用した場合は、その利用料も合算して、上記上限額まで無償化されます。	預かり保育等を利用した後、在籍する幼稚園を通じて市に請求書を提出してください。 市より、保護者様の銀行口座に、無償化される金額を払い戻します。 ※ 請求書は、3 カ月ごと（7 月･10 月･1 月）に幼稚園を通じて配布しています。
その他	教材費、通園バス利用料、施設整備費、園服等購入費、検定料等、無償化対象外の費用がかかる場合があります。詳しくは各幼稚園にお問い合わせください。		

無償化を受けるためには、書類の提出が必要です。

詳細は次のページをご覧ください。

書類の提出について

☆マークがついている書類は、原則、指定の様式で作成してください。

指定の様式は各幼稚園や茂原市教育委員会（茂原市役所9階　学校教育課）で配布しています。
茂原市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

茂原市　私立幼稚園の無償化について　で検索

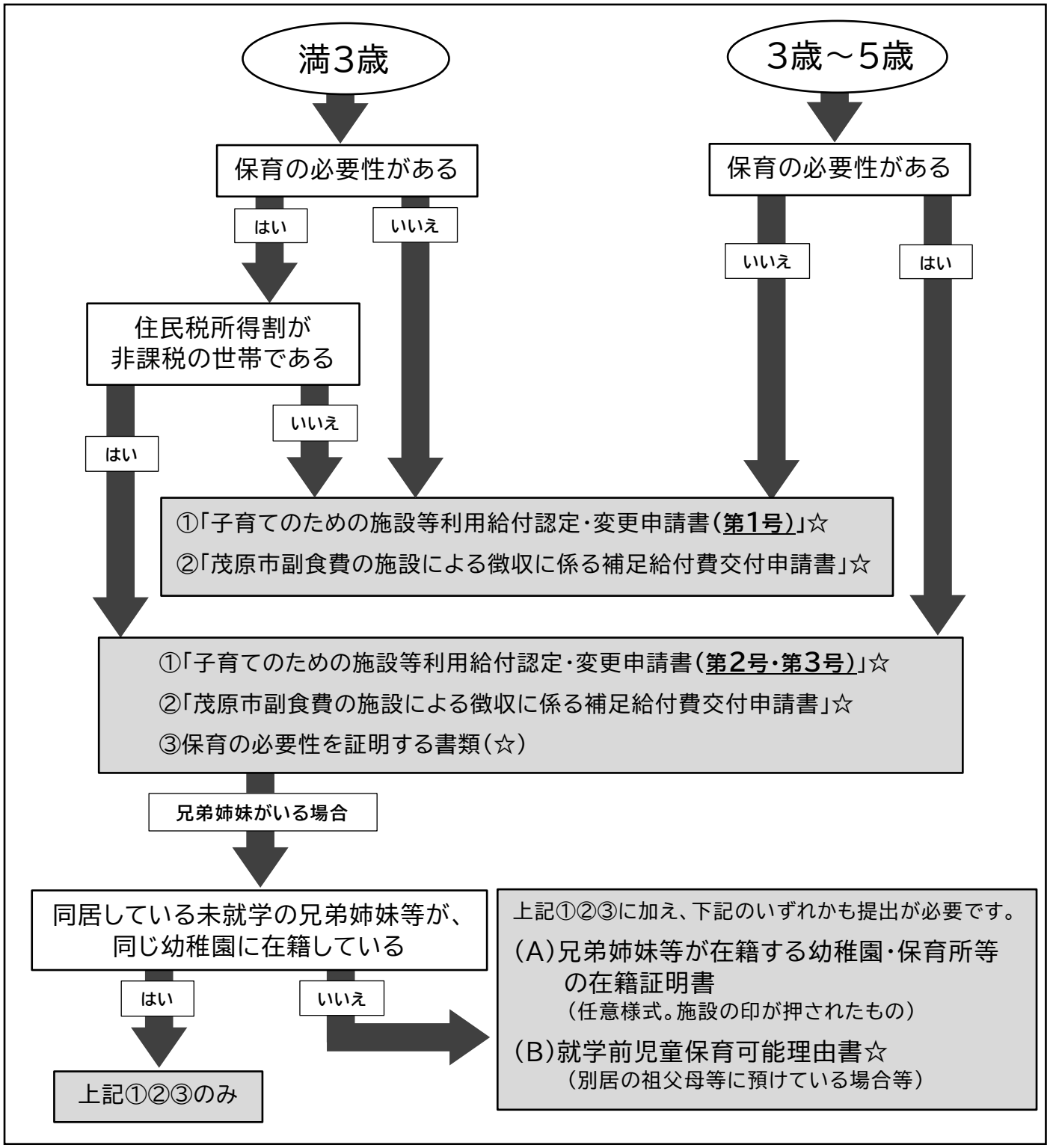

保育の必要性とは

就労・病気・介護等の理由により家庭で保育ができない子どもについては、それを証明する書類を提出することで、保育の必要性ありとして認定されます。

下記に該当するすべての方の証明書類を提出する必要があります。

- ✓ 同居している保護者（父・母の場合は、その両方）
- ✓ 同居している兄姉・祖父母・おじおば等
  （認定時点で中学校を卒業済みまたは卒業予定で、70歳未満の方のみ）

家庭で保育できない理由によって、提出する書類が異なります。
（該当するものをご確認ください）

就労　月 60 時間以上の労働をしている場合	
会社等に 雇用されている方	就労（内定）証明書☆ ※　雇用契約期間に定めがある場合、契約更新ごとに提出が必要になります。 ※　勤務先が複数ある場合は、勤務先ごとに書類が必要です。 ※　シフト勤務の方のみ、シフト表もご提出ください。
自営業 （農業以外）	下記の2点が必要です。 ①　就労（内定）証明書☆ ②　事業を確認できる書類（青色申告書の写し、開業届の写し等開業が確認できるもの）
自営業 （農業）	下記の2点が必要です。 ①　申立書（農業）☆ ②　青色申告書の写し、または確定申告書の控えの写し
妊娠・出産　出産予定日をはさんで前後2ヶ月以内である場合	
● 保護者氏名と出産予定日が分かるものの写し（母子手帳の一部等） ※　申請は予定日の2ヶ月以上前から申請可能ですが、認定される期間は出産予定日の前後2ヶ月間のみです。	
疾病・障害等　疾病や怪我、精神・身体の障害により、保育が困難な状態にある場合	
下記の2点が必要です。 ①　申立書（疾病・障害等）☆ ②　診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証のうちいずれか一つの写し	
介護・看護　同居の親族等を常時介護・看護している場合	
下記の2点が必要です。 ①　申立書（同居親族等の介護・看護）☆ ②　診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、介護保険被保険者証、居宅サービス計画書（ケアプラン）のうちいずれか一つの写し	

災害復旧　　復旧被災により、保育が困難な状態にある
● 罹災証明書の写し
求職活動等　　求職活動・起業準備を断続的に行っている場合 （認定後の有効期間は3ヶ月です。）
● 申立書（求職活動中・起業の準備中）☆
就学　　学校教育法に規定された学校等・職業訓練校に在学している場合（通信教育は対象外です。）
就学前の場合：合格通知等の写し 就学中の場合：下記の2点が必要です。 ① 学生証（顔写真付き）又は在学証明書の写し ② カリキュラム等の写し（時間割及び何年制なのかが確認できるもの）

お問い合わせ先

茂原市教育委員会　学校教育課

〒297-8511

茂原市道表1番地　茂原市役所9階

☎ 0475－20－1558